

EU新規加盟国の農業～ポーランド農業に見るEU加盟の影響

(財) 国際貿易投資研究所研究主幹 田中 信世
頁

1 EU加盟がポーランドの農業構造に与えた影響	111
2 農業生産の動向とEU加盟の影響	113
1) 農業生産	
2) 有機農業の発展	
3 農村地域の発展	116
1) 農村地域と農業人口	
2) 農村インフラ	
4 食品産業の動向とEU加盟の影響	118
1) 食品産業の生産と輸出	
2) 政府の食品産業振興策	
5 農産物・食品貿易とEU加盟の影響	121
6 農業および農村地域開発に対する支援策	122
1) 直接支払い	
2) 農業市場の組織化	

EU新規加盟国の農業～ポーランド農業に見るEU加盟の影響

田中 委員

中・東欧8カ国は、マルタ、キプロスとともに2004年5月EUに加盟した。EU加盟は農業政策の変革を通じて、これら諸国の農業構造や農業の生産動向に影響を与えている。EU加盟に伴って中・東欧諸国の農業はどのような影響を受けたのか。本稿では、中・東欧諸国で最大の農業国であるポーランドに焦点を当て、EU加盟初年度における農業生産、農産物貿易、農業構造などの動向とEU加盟の影響について検証した。

1 EU加盟がポーランドの農業構造に与えた影響

ポーランドの国内総生産(GDP)に占める農業生産のシェアは1996年の5.5%から年々低下し、EU加盟前年の2003年には2.6%と、96年当時の半分以下のシェアにまで低下した。しかし、EU加盟1年目の2004年には2.9%と過去2年に比べて若干持ち直している。これは、EU加盟に伴って農産物価格が上昇したことによる一時的な現象と見られている。

EU加盟は農地利用や農家構造の面でも影響をもたらした。ポーランドの農地面積は1,914万8,000ヘクタールで、EUの中ではフランス(約2,800万ヘクタール)、スペイン(2,500万ヘクタール以上)に次いで、第3位の規模である。このうち、実際に農業生産に利用された土地面積は1,632万ヘクタールで、全国土面積の52.2%を占めている。ポーランドの農地面積は、2003年まで、主として住宅建設や住宅建設に伴うインフラ建設のためにコンスタントに減少してきた。しかし、2004年においては、EU加盟に伴い農業直接支払いが行われたことにより、農民の農産物作付けに対する関心が高まったため、耕地面積は非農業目的のための土地の流出を上回り、前年に比べて158ヘクタール増加した。

一方、農場構造別の農地の利用状況を見ると、農地の95%以上は民間部門によって利用されており、そのうち87.7%は個人農家(家族農家)による利用で、個人農家の比率が伝統的に圧倒的に高い。公的部門(国家資産庁所有、国家法人格による所有、自治管理、国家が資本金の過半数を所有する混合経営農場)の農地利用は全体の4.5%にとどまっている。

また、農家の経営規模では、1ヘクタールから数千ヘクタールまで大きな相違があることもポーランド農業の特徴となっている。大規模農家経営は旧国有農場をベースとして行われており、個人農家(家族経営農家)においては小規模な農家が多く、細分化(零細化)の問題が見られる(2004年の家族経営農家数は285万2,000戸)。こうした事情を反映し

て、1農家当たりの平均農地面積は7.5ヘクタールと極めて小さい。また、ポーランド農家の経営規模は地域によって大きな相違が見られ、ポーランド南部では3.3ヘクタールと零細農家が多いのに対して、国有農場の多い北西部では20ヘクタールを上回っている。

農家数や農家の経営規模をEU15との比較した場合、EU15の農家（農業経営体）数は全体で670万（うちイタリア200万以上、スペイン約130万、ギリシャ約80万、フランス66万4,000）（いずれも2000年）となっており、ポーランドはイタリアに次いで農家数が多い国となっている。また、EU15の平均経営規模は18.7ヘクタールであり、一部の国（ギリシャ4.4ヘクタール、イタリア6.1ヘクタール）でポーランドを下回っているところもあるものの、ポーランド農家の規模の小ささが際立っている。

しかし、ポーランドの農家数は1990年以降、コンスタントに減少している。これは主として、中規模農家の減少によるもので、零細農家と大規模農家の数は増加するなど2極化の傾向が見られる。10ヘクタール以上の農家は全農家数の20%を占めるにすぎないが、農地の60%以上を利用している。

表1 農地規模で見た家族農家の構造

<農家数>

	1995	2004
農家数 (1,000ヘクタール)	2,047.6	1,851.8
農地面積		
1～2ヘクタール	21.0	26.1
2～5ヘクタール	33.7	32.1
5～10ヘクタール	26.6	21.7
10～15ヘクタール	10.7	9.6
15ヘクタール以上	8.0	10.5

<農家の土地利用面積>

	1995	2004
農家の利用農地面積 (1,000ha)	13,819.9	13,930.4
農地面積		
1～2ヘクタール	28.1	45.4
2～5ヘクタール	17.1	13.8
5～10ヘクタール	31.0	20.6
10～15ヘクタール	19.1	15.3
15ヘクタール以上	28.1	45.4

資料：Agriculture in 2004, GUS, Warsaw 2005

EU加盟は農地価格の動向にも影響を与え、民間取引市場における農地価格は平均で1995年のヘクタール当たり2,421ズロチから2004年には6,634ズロチに高騰した。これは特に2003年以降、EU加盟に伴い共通農業政策（CAP）が実施された後は、農業生産の収益が改善するのではという期待から、農地購入に対する関心が高まったことを反映したものと見られる。このように、ポーランドの農地価格は近年上昇しているものの、EU15平均の価格（農地で1,463ユーロ、牧草地で1,273ユーロ）と比べるとまだ低い水準にとどまっている。

土地市場の自由化は、外国人による土地取得の増加ももたらした。ポーランドにおいては、外国人による不動産の取得は法律で認められるようになっており、土地取得の場合は内務大臣に加えて、農業農村地域発展大臣の許可（土地以外の資産取得の場合は内務大臣の許可）を得ることが必要である。資産取得の認可は、外国人が取得した土地を土地管理計画に特定された目的に沿って利用することを宣誓した場合に限り、発給されている。2004年においては433件（4,210ヘクタール）の土地取得申請が農業農村地域発展省に提出され、そのうち329件（1,172ヘクタール、1件当たり3.56ヘクタール）が認可された。申請の国別内訳は、ドイツ189件、オランダ48件、オーストリア24件、英国23件などとなっている。また、1990～2004年末に、1,428件の資産（3,827ヘクタールの土地付き）の取得、279件の（6,238ヘクタールの土地を所有する）企業の株式取得が認可された。

2 農業生産の動向とEU加盟の影響

1) 農業生産

2004年の農業生産高は660億ズロチ（146億ユーロ）で、前年を大幅に上回ったが、依然として90年の水準よりも約3%低い。90年比で減少が大きかったのは農産物の生産（8.3%減）で、これに対して畜産物は0.8%の減少にとどまり、ほぼ体制移行前の水準に回復した。また、農業生産に占める商業生産の比率は、1990年の移行初年度には62.5%を占めていたが、移行期間中は収益の得られる価格で農産物を販売できる機会が限られていたことや需要の不足で供給過剰の状態にあったことなどにより、50.1%まで比率が低下した。しかし、2004年には農産物の商業生産は95年比で5.2%増加し、これに伴い農業生産に占める商業生産の比率も64.4%に回復している。

表2 農業生産の推移

	2001	2002	2003	2004	2004	
	前年=100				1990=100	1995=100
農業生産計	105.8	98.1	99.2	107.3	96.9	105.2
農産物生産	108.6	93.3	94.3	116.4	91.7	101.7
畜産物生産	102.5	103.3	104.8	97.2	99.2	108.3
商業生産	102.9	104.2	105.2	103.2	112.0	126.9

資料：Agriculture in 2004, GUS, Warsaw 2005

農産物価格と農家が購入する資材やサービスとの価格関係を見ると、長年、農産物の価格は下落傾向を示し、農産物以外の商品と比べて不利な関係にあった。2004年には、農産物価格が前年比11.4%上昇したのに対して、資材・サービスの価格上昇は同8.9%に上昇にとどまったことから、この状況はやや改善した。しかし、価格の変動や2005年に予想される低い単収などから、この傾向は長続きしないと見られている。

農作物の生産動向を見ると、2004年の作付面積は前年比3.6%増の1,130万ヘクタールであり、長年続いていた土地の農業利用の減少傾向に歯止めがかかった。ポーランドにおける主要作物は穀物で、作物の中で穀物のシェアは一貫して増加している（2004年の穀物の作付面積は837万ヘクタール、生産量は2,963万トン）。これに対して、馬鈴薯や飼料のシェアは漸減傾向を示している。こうした作物の作付面積の変動は、特定タイプの農産物の販売可能性や収益性を反映したものである。

2004年の気候条件は作物生産に極めて適したものであった。その結果、ほとんどの作物が極めて高い単収を記録した（2004年に作付けが減少した馬鈴薯、飼料植物についても高い単収を記録）。2004年における穀物の高い単収（2003年のヘクタール当たり2.87トンに対して3.54トン）の結果、2004年末には穀物の輸入はストップし、大量の穀物の在庫が発生した。

一方、畜産物の生産を見ると、家畜の飼育頭数では、牛、羊、馬の飼育頭数が長年にわたり減少、豚の飼育頭数は変動を繰り返し、家禽の飼育羽数は90年以降一時的に減少した後、毎年、増加するという傾向を示している。2004年の動向は、牛と羊がさらに減少し、豚は2003年に解体肉の生産の収益が大幅に悪化したため大幅に減少、家禽は増加を続けている。

2004年の家畜飼育頭数は、牛535万3,000頭（1990年比53.3%）、うち乳牛279万6,000頭（同56.8%）、豚1,698万8,000頭（同87.3%）、羊31万8,000頭（同7.6%）、馬32万

1,000頭（同34.1%）であった。牛と羊の飼育頭数が減少したのは、農地100ヘクタールあたりの家畜飼育密度が低下したことによるもので、2004年の家畜飼育密度は、牛（1990年54頭→2004年33頭）、羊（22.2頭→1.9頭）、馬（5.0頭→2.0頭）と大幅に低下し、豚は1990年の104頭から2003年には115頭に微増した。

EU加盟がポーランドの畜産に与えた影響を見ると、農産食品加工産業と農業経営体におけるEU加盟準備、および、その結果としての食品衛生・家畜衛生基準のEU基準への適合が家畜解体と乳牛飼育の集中を加速し、その結果、小規模な生産者の市場からの排除をもたらした。この傾向は特に乳牛飼育について顕著であり、1～2頭の乳牛を飼育している小規模農家の飼育放棄をもたらした。

また、EU加盟は牛肉および牛乳生産の収益性を高める効果をもたらした。ポーランドのEU15への生きた牛の輸出は、価格の上昇もあり、数量で前年比44%増、金額で同78%増加し、牛肉の輸出も、数量で161%増、金額で129%増と大幅な増加を示した。牛乳の輸出も大幅に増加した。2004年の全世界向け乳製品の輸出は前年比70%増の5億5,500万ユーロに達したが、そのうち約70%がEU加盟国向け輸出であった。

もともと、ポーランドの畜産をEUと比較すると、牛や豚1頭当たりの畜産量や乳牛1頭当たりの搾乳量ではまだ大きな開きがある。牛肉ではEUの牛1頭当たり278キログラムに対してポーランドは148キログラム、豚肉ではEUの87キログラムに対してポーランドは86キログラムにとどまっている（いずれも2000年データ）。また、乳牛1頭当たりの搾乳量は、前述のような乳牛飼育の集中化などによって年々増加しており、2004年には前年比113リットル増（95年比946リットル増）の4,082リットルに達した。それでもEU平均5,753リットル（2000年データ）と比べると依然として低い水準にある。

2) 有機農業の発展

近年のポーランド農業の特徴の1つとして挙げられるのが有機農業の発展である。ポーランドでは、他のEU諸国と同様、国家予算とEU資金の2つを使って有機農業に対する支援が行われている。国家予算による支援は、①有機農業農産物の検査（有機農業で使用が禁止されている物質の含有チェック分析を含む）、②有機農家の検査、③有機農業のプロモーション活動、などに対して行われており、また、EU資金による支援は、農業プロジェクトおよび動物福祉の改善ための支援として、支払申請に基づき有機農産物栽培面積1ヘクタール当たりの補助という形で実施されている。

ポーランドにおける有機農家数は、表3から明らかなように近年急増している。2004年は前年比64.5%増の3,760戸が有機農家として認定され、さらに2005年は、有機農業に対

する農家の関心の高まっていることから、農家数は前年比倍増する見通しである。しかし、有機農産物の栽培面積はその他の欧州諸国と比べるとまだ相対的に少なく、農地全体の1%を占めるにすぎない。

有機農業で栽培されている作物は、牧草、穀物等、果樹、野菜などで、また、有機農家が飼育している乳牛は7,788頭で、2万6,000リットル以上の牛乳を生産している。さらに有機農家が生産している食肉は牛肉が639トン、豚肉1,170トン、羊肉490トンなどであった（いずれも2004年）。

表3 ポーランドの認定有機農業農家数

年次	農家数	年次	農家数
1991	49	1998	417
1992	94	1999	555
1993	180	2000	1,419
1994	246	2001	1,787
1995	263	2002	1,977
1996	238	2003	2,286
1997	324	2004	3,760

資料：農業農村地域発展省

3 農村地域の発展

1) 農村地域と農業人口

ポーランドの農村地域は国土面積の93.4%を占め、1,470万人（全人口の38.5%）が農村地域に居住している。農村地域の特徴は居住域が拡散していることであり、このことが農村の発展を妨げ、インフラコストを高め、非農業活動を立ち上げることを困難にする理由となっている。農村地域の1平方キロメートル当たりの人口密度は50人（ポーランド平均122人、都市部1,116人）である。

農村地域の人口は2001年以降増加している。これは、①農村に定住する都会人が増えたこと、②都会で職を探す農村居住者が少なくなったこと、③都会で職を失った人の農村への帰郷、などが要因になっているものと見られる。農村に居住している人口（1,470万人）のうち28.5%が20歳以下（都会の場合は22.8%）、17.1%が60歳以上（都会の場合22.8%）であり、都会の居住者と比べて、20歳以下の若者の比率が高く、60歳以上の高齢者の比率が低いのが特徴である。また、農村地域に居住している人の教育水準は都会に居

住している人と比べて相対的に低く、このことが農村地域の居住者が農業以外の職業に就くうえで障害となっている。農村地域居住者の所得源を見ると、① 農業所得が 10.4%、② 農業外所得が 20.7%、非収入所得（家賃収入など）が 28.0%となっており、残りの約 40%が未成年者や高齢者を中心とする被扶養者である。

ポーランドにおける農村地域の就業率は 47.2%で、都市（43.3%）や全国平均（44.3%）と比べると高い。また、就業者の雇用ステータスは都市と農村で大きく異なっており、都市の場合、就業者の 84.4%が被雇用者、自営業者は 9%であるのに対して、農村地域の場合、上記の比率がそれぞれ 55%と 27%となっており、当然のことながら、自営業者の比率が都市と比べて極めて高い。

一方、失業率では、2004 年末の全国の失業率は 19.1%（2003 年は 20%）であったが、経済活動調査によれば 2004 年央の農村の失業率は 17.6%となっている。都市、農村地域双方とも、失業者の最大のグループは若年層グループである。このように、農村地域の失業率は都市と比べると低いが、農村地域では企業数が少ないことから、失業率を低下させることは都市と比べてより困難となっている。また、農業の場合、隠された失業が存在することも問題点として指摘されている。EU の場合、総就業者数に占める農業従業者の比率は約 5%であるのに対して、ポーランドの場合はこの比率が 18%以上に達しており、明らかにポーランド農業は過剰労働者を抱えていることを示している。

2) 農村インフラ

ポーランドの農村インフラの特徴としては、① 基礎的なインフラ水準が都市部に比べて低いことと、② 同時に急速なインフラ投資が行われていること、が挙げられる。

1990 年以降、ポーランドで実施された数多くのインフラ改善プログラムは、① 国および地方政府予算、② 環境保護基金、③ 農業・農村地域で活動している基金、④ EU 基金（Phare プログラム、SAPARD、構造基金）、および世銀と欧州投資銀行の融資などによって支援されてきた。

インフラ建設の支援のための資金を管理する機関は、農業構造改善・近代化庁で、同庁は 1994 年に設立されて以来、世銀の資金で協調融資された A S A L 300 プログラムの下で支援を行ってきた。2004 年に基礎的なインフラ投資（上水道システム、下水道システムおよび農道、村道など）に割り当てられた資金は、54 億ズロチに達した。これまで行われてきた上下水道関連のインフラ投資により、現在、ポーランドの村落全体の 85.8%が共同上水施設を持ち、12.7%が共同下水施設を備えている。

道路建設についても、これまでかなりの資金が村道や農道、および圃場へのアクセス道路の建設に投入された。しかし、道路網の密度が低だけでなく、かなりの数の既存道路を近代化したり、補修する必要があるなどの問題が依然として残っている。

2004年においては、農村地域での電話へのアクセスに更なる改善がみられた。農村地域では、住民1,000人当たりの固定電話登録数は2000年の17.4に対し、2004年には19.9となっている（都市の場合は35.1から39.8に増加）。また、携帯電話の急速な普及が固定電話網を補完している。

一方、農村地域においてはガス施設を利用する人の数は、都市と比べるとかなり低い水準にあり、都市の場合は約80%の人がガスネットワークにアクセスできるのに対し、農村地域の場合はこの比率が約20%にとどまっている。電力ネットワークについては、農村地域の場合、500万人以上の消費者に低電圧の電力を供給し、約1万の消費者に中電圧の電力を供給している。

4 食品産業の動向とEU加盟の影響

1) 食品産業の生産と輸出

食品産業（飲料、タバコを含む）はポーランド産業の全売上高の約5分の1を占め、全産業従業員のほぼ17%を雇用するなど、ポーランド経済の中で重要な地位を占めている。ポーランドで食品を加工している事業所数は30万以上に達するが、2004年においては、従業員が50人以上の大企業は1,498社にすぎず、従業員9～50人の中規模企業は約1,200社であった。残りは、限られた生産能力を持ち、ローカル市場で活動する零細企業である。

ポーランドの食品産業は大部分が民営化されており、2004年においては大企業グループ（従業員50人以上）の中で、公共部門で生産された製品や原材料は5.4%にとどまっている。

食品、飲料、タバコの生産高は、体制転換前と比べて40%以上増加した。食品生産の最近の特徴としては、大規模企業の生産比率が増大していることが挙げられる。これは食品企業、特に大規模な食品企業が衛生基準などでEU基準への適合を加速させたことや、欧州市場でビジネスを行う条件を満たす実力をつけてきたことの現れと見られる。

表4 従業員 50 人以上の企業の総生産高、平均雇用および給与(2004 年)

	総生産高		平均雇用		平均月額給与	
	100 万ズロチ	2003=100	(1,000 人)	2003=100	ズロチ	2003=100
製造業	546,231.9	113.7	1,944.8	100.5	2,575	104.8
食品・飲料生産	86,692.8	107.1	282.2	98.4	2,151	103.1
食肉・肉製品加工	21,358.8	104.5	83.7	101.6	1,567	101.8
魚加工・保蔵	2,311.4	125.5	9.1	103.2	1,627	104.5
果実・野菜加工	8,040.8	107.0	32.2	105.2	2,079	101.7
動植物油脂	2,285.1	106.3	2.5	90.3	3,507	105.7
乳製品	14,835.9	110.8	42.1	95.1	2,130	107.3
製粉、スターチ	2,675.5	98.3	6.4	95.1	2,438	107.4
動物飼料	6,035.3	11.6	6.1	94.4	4,269	109.8
その他の食品	17,788.7	110.9	73.8	97.3	2,231	102.9
飲料	11,361.3	99.2	26.36	90.9	3,369	105.1
タバコ生産	3,460.9	106.7	6.3	101.8	4,463	100.8

資料：Inputs and outputs industry 2004

2004 年における食品産業の業況には全般的にかなりの改善が見られた。特に、食品および飲料産業はタバコ製造業と比べて良好な業績を示し、従業員 50 人以上の食品企業 1,498 社のうち、79%が純利益を計上した(2003 年は 74%)。

これに対して、タバコ産業で利益を計上したのはわずか 30% (10 社のうち 3 社)であった。食品の種類別に見ると、2004 年には、畜産・魚加工部門では、乳製品、食肉、魚加工業の収益率が改善し、家禽肉加工業の業績は悪化した。農作物加工部門ではほとんどの部門で業績が改善したが、最も良好な業績を示したのは、馬鈴薯加工、果実加工、ポテトスターチ加工、製粉部門であった。また、砂糖部門の収益率も前年のマイナス 10%から 2004 年には 15%の黒字へと大幅に改善した。その他の加工部門では、ノン・アルコール飲料、ベーキング、香辛料、ダイエット・サプリメント、コーヒー、紅茶、動物飼料、菓子および嗜好品(スピリット、ビール、タバコ、ただしワインを除く)などが比較的高い収益をあげた。

近年、食品の生産高が増加した大きな要因のひとつとして、輸出が増加したことが挙げられる。輸出は特に過去 2 年間に増加し、これに伴い、食品産業の総売上高に占める輸出の比率は 2003 年の 8.8%から 2004 年は 10.6%に上昇した。

現在、ポーランドでは 1,700 の企業が E U 市場全域にその製品を輸出する資格を有している。また、移行期間を認められた企業は 721 社であり、そのうち 121 企業がすでに E U 基準を採択している。そのほか、食肉加工企業 18 社と乳製品企業 35 社がロシア向けの輸出資格を有している。さらに、米国、カナダ、韓国などへの輸出資格を取得している食肉加工工場および乳製品加工工場が数社ある。国内市場だけに製品を販売することが認められている企業は約 2,300 社である。

また、食品産業の設備投資は、過去 3 年の固定資産への支出の減少の後を受けて、2003 年以降、大幅に回復してきており、2004 年の投資支出は約 60 億ズロチと前年を 33% 以上上回った。投資支出は、主として、加工工程の近代化、植物・動物衛生基準への適合、品質・環境保護基準への適合に向けられた。

2) 政府の食品産業振興策

(1) 「トライ・ファイン・フード」プログラム

2004 年 5 月 1 日、農業農村地域発展省は、これまでの食品振興プログラムである「ポーランド・ファイン・フード」に変わる新しいプログラムとして「トライ・ファイン・フード」をスタートさせることを決定した。この新しいプログラムの主な目的は、品質の良い食品に品質保証マーク「トライ・ファイン・フード」マークを貼ることによって、消費者に品質の高い食品についての情報を提供することであり、このプログラムは、自発的で、すべての E U 加盟国の企業に門戸を開いたものとなっている。

「トライ・ファイン・フード」の品質保証マークは、独立の専門家によって構成される食品品質科学評議会によって定められた基準に適合した商品にのみ与えられる。「トライ・ファイン・フード」マークは消費者が自分たちの求める食品を選ぶ際の情報を提供するという役割を担っているが、同時に E U の共同市場に対して高品質の食品を広めるという共同体の食品政策の目的に沿ったものともなっている。「トライ・ファイン・フード」マークを申請できるのは生産者だけであり、申請費用は無料である。

このプログラムがカバーする食品は次のとおりである。① 食肉・食肉製品、② 鶏卵・鶏卵製品、③ 牛乳・酪農品、④ 果実・野菜（馬鈴薯を含む）、マッシュルーム・同調製品、⑤ 穀物・同調製品（ベーカリー製品を含む）、⑥ 魚、海産物および同調製品、⑦ 非アルコール飲料、ミネラルウォーター、⑧ 蜂蜜、⑨ 砂糖菓子・ケーキ、⑩ 香辛料・ハーブ、⑪ 消費者用食用油脂、⑫ 上記を材料にした混合および高度加工食品。

品質保証マークの有効期間は、食品の品質を維持するために、初回は 3 年、2 回目から

は5年である。品質保証マークの有効期限が切れる前に、製造業者は新たに申請をし直し、優良マーク取得手続きを最初から行うことができる。

この「トライ・ファイン・フード」の品質保証マークは、ポーランドで開催された国際食品産業見本市 PILAGRA-FOOD の期間中の 2004 年 9 月 21 日に、初めて授与された。現在までに、品質保証マークを授与されたのは 59 社の 354 品目の製品である。

(2) 地域特産品、伝統食品の保護

EU加盟後、ポーランドは、ユニークな地域特産品や伝統的製法で作られる農産食品の品質を改善するためのEUの政策を採択した。1992年のEEC（欧州経済共同体）理事会規則 No 2081/2082 に基づいて 2004 年 12 月 17 日に「農産品、食品および伝統製品の表示の登録と保護に関する法律」が発効し、地域特産品および特別な食品の登録システムが導入された。

同制度の導入により、ユニークな地域特産品や伝統的な製法で作られる食品は登録後、「保護された認定原産地」(Protected Designation of Origin)、「保護された地理表示」(Protected Geographical Indication) または「保証された伝統的特性」(Traditional Speciality Guaranteed) という表示を付けることが認められことになった。

同法により、農業農村地域発展省は、原産地や地理表示、特性表示に関わる諸問題をコントロールする権限が与えられている。導入されたコントロールシステムは、最終製品の品質を保証するものであり、この制度を導入したことにより、認定された製品に対する消費者の信認は高まり、その結果、対象製品の需要は増大してきている。

5 農産物・食品貿易とEU加盟の影響

農産物・食品の貿易は、2003年に過去10年間で初めて4億4,650億ユーロの輸出超過を記録した。この傾向は2004年も続き、貿易黒字は8億5,320万ユーロと前年に比べてほぼ倍増となった。2003年以降の貿易収支の黒字は輸出の大幅な増加（2003年前年比50%増、2004年同30%増）を反映したものであるが、輸出の大幅な伸びはEUとの間で農産物貿易が自由化されたことによるところが大きい。

EUはポーランドにとって最大の貿易相手地域となっており（農産物・食品総輸出のうち72%、輸入では62%が対EU貿易）、貿易相手地域としてのEU（特にEU15）の重要性は一貫して高まっている。EU加盟国の中では、伝統的に、ドイツが最大の貿易相手国

であり、EUへの輸出の36%、輸入の24%が対独貿易である。

農産物・食品貿易を商品別に見ると、「植物性原材料および同製品」では生鮮・加工果実および砂糖が主な輸出品である。特に2004年においては、砂糖菓子と白砂糖の輸出シェアが拡大した。白砂糖の輸出は数量では微増であったが、EU向けの輸出価格の上昇（トン当たり579ユーロ）により輸出額はほぼ倍増した。ココアを含む砂糖菓子の輸出も、EU15向けを中心に、数量で73%、金額で54%増加した。「家畜および動物加工品」の輸出は牛肉や家禽肉が中心であるが、鶏卵のEU向け輸出がEUとの貿易自由化により、数量ベースで前年比13.6%増加した。また、「乳製品」の輸出も貿易自由化の恩恵をうけて、EU向けを中心に大幅に増大し、乳製品全体で前年比66.4%の大幅な増加を記録した。輸出額増加の主因は、EU向けの販売価格が高かったことによる。乳製品の中で輸出が伝統的に多いのは、インスタントミルク（主として低脂肪牛乳）とチーズ・コテージチーズである。

6 農業および農村地域開発に対する支援策

ポーランドのEU加盟は、農業に割り当てられる財政支援金額のかなりの増加をもたらした。これは主として、共通農業政策（CAP）の枠内で行われたEU予算からの直接支払い補助とEUの基金からの投資補助が行われたことによる。また、EU加盟に伴い、農業に対する資金供与は、農業生産者に直接与えられる補助金が増加し、間接的な補助金のシェアが減少した。最近2年間の国家予算とEU予算からの財政支出状況は表5に示すとおりである。

以上の財政支出の中で2004年のEU加盟に伴って始まった「直接支払い」と「共通農業の組織化」（Organisation of agricultural markets）の下で行われた支援（財政支出）は次のとおりであった。

表5 農業および農村地域開発に対する財政支出(2003~2004年)

(単位：100万ズロチ)

	2003	2004
I. 国家予算からの支出	4,378.3	4,609.9
農業に対する支出	550.7	608.0
農作物生産における生物学上の発展	57.0	38.0
畜産における生物学上の発展	104.6	104.2
カルシウム肥料に対する補助金	54.2	19.8
農作物保護	6.4	9.0
有機農業	7.1	7.5
運転資金の銀行融資に対する利子補助	74.6	99.7
農村地域発展に対する支出	1,934.4	2,444.5
農業構造改善近代化庁	1,602.5	1,320.6
SAPARDプログラムに対する国の共同支援	320	423.2
農村地域発展計画に対する国の共同支援(2004年は直接支払いに対する補てん)	X	84.3
農業市場における介入	X	604.9
農業市場に対する支出	781.7	874.0
農業市場庁	753.1	835.7
Volvodship 予算からの農業に対する支出	1,111.5	683.4
II. EU予算からの支出	603.8	2,127.8
SAPARDプログラムによる補助金	603.8	1,009.1
EU予算からの農用地に対する直接補助	X	771.1
農村地域発展計画の枠内での補助金(2004年は直接支払いに対する補てん)	X	220.2
農業市場での介入	X	127.4
農業および農村地域発展のための国とEU予算からの支出合計(I+II)	4,982.1	6,737.7

資料：農業農村地域発展省

1) 直接支払い

直接支払いは、EUにおける農業に対する財政支援の中心をなすものであり、直接支払いの利点は、農産物の消費者価格を引き上げることなく、農民の所得の増加を可能にすることの2点が挙げられる。ポーランドにおける直接支払いは、2004年には、EU予算から

支出される単一面積支払い（E U 15 で適用されている支払額の 25%）と、ポーランドの国家予算と E U の農村地域発展計画予算から行われる追加支払い（同 55%）が支給されることになった。農家が直接支払いを受けるためには、農業構造改善・近代化庁（ARMA）から認証番号を取得（生産者登録のエントリー）し、直接支払いの申請を行うことが必要条件である。2004 年 12 月 31 日までに、生産者登録を行った農家は 164 万 6,800 戸である。そして、農家に対する直接支払いは 2004 年 10 月 18 日に始まった。

支払いは次のスキームで行われ、各段階での支払いは振出手形によって行われた。① 第 1 段階：利用農地に対する直接支払いの申請を正しく行った農家に対する支払額（および自分の農地は条件不利地域にないが条件不利地域で農業活動を行う農家に対する支払額）の計算、② 第 2 段階：自分の農地が条件不利地域内にある農業生産者に対する支払額の計算、③ 第 3 段階：フィールド・コントロールのために選ばれた農業生産者に対する支払い額の計算。

2004 年にポーランドで行われた直接支払いは、単一面積支払いの枠内で支払われた金額が 28 億ズロチ、追加面積支払いの下で行われた支払いが 57 億ズロチであった。

2) 農業市場の組織化

2004 年にポーランドで始まった E U 農業市場の共通組織化は、生産者と消費者の双方の利益に資するため特定農産物の需給の安定を目指したもので、農業市場庁により 20 農産物グループ、農業構造改善・近代化庁により 2 つの農産物市場をコントロールするメカニズムが実施された。E U 加盟初年度に 2 つの機関が、市場組織化の政策を実施するために支払った金額は合計で 3 億 4,000 万ズロチであった。最も重要な共通市場としては、次のものが挙げられる。

① 穀物市場

農業市場庁は 2004 年 11 月 1 日に介入買い付けを開始し、2004 年末までの買い付け量は 110 万トンに達した。同庁が穀物の買い付けおよび備蓄のために支払った金額は約 7 万 3,200 ズロチである。

② 食肉市場

農業市場庁は、2004 年 5 月 1 日までに備蓄豚肉（サイド）の介入売却および輸出補助金の支払いを行った（この目的のための支出額は 1 億 1,300 万ズロチ）。また、5 月 1 日以降、牛肉および子牛肉市場で 1,100 万ズロチ以上、豚肉市場では 7 万 3,000 ズロチ、家禽肉市場では 25 万ズロチ以上の輸出払戻金の支払いを行った。

③ 乳製品市場

乳製品については、合計 3,180 万ズロチのリムーヴァル払戻金が支払われた。また、低

脂肪インスタント牛乳とバターに対する介入買い付けが行われ、民間のチーズ貯蔵、教育機関における牛乳および加工牛乳の消費、および非営利団体によるバターの購入に対して補助金が支出された。

④ 牛乳の生産割り当て

EU加盟に伴い牛乳の生産割当制度が導入され、35万4,000件（decisions）に対して、740万7,500トンの卸売業者販売枠、7万8,000件に対して45万7,300トンの直接供給者向け供給枠が与えられた。また、国家リザーブ枠は100万トンに達し、そのうち72万2,000トンが直接販売または卸売り供給業者向けに使われた。

⑤ 砂糖市場

砂糖市場では1億3,400万ズロチの輸出払戻金が支払われ、非消費目的の砂糖加工のために40万ズロチの補助金が支払われた。

⑥ その他の農産物

輸出払戻金はポテトスターチ、果実および野菜、並びに一部の加工製品（穀物および米加工品、砂糖およびイソグルコーゼ、インスタント牛乳、バター）の輸出にも適用された。

以上